

令和4年7月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官


令和4年(ワ)第9380号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月7日

判 決

5 東京都葛飾区西新小岩1-3-4-513

原 告 立 花 孝 志
同訴訟代理人弁護士 福 永 活 也

被 告

10 同訴訟代理人弁護士 上 月 健 輔

主 文

- 1 被告は、原告に対し、7万円及びこれに対する令和2年8月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 15 訴訟費用は、これを20分し、その7を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

20 被告は、原告に対し、20万円及びこれに対する令和2年8月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、ツイッター上における被告の投稿によって名誉を毀損され又は名誉感情を違法に侵害されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償金62万4375円（慰謝料20万円、被告特定の調査費用36万4375円及び弁護士費用6万円）の一部である20万円及びこれに対する不法行為日

である令和2年8月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

5 (1) 原告は、元参議院議員であり、「NHK受信料を支払わない国民を守る党」の党首である。

(2) 被告は、第三者による「立花孝志が桜井党首に相撲や格闘技勝負を要求しているけどさ、お前ホリエモンの格闘イベントの宣伝したいだけだろ？」とのツイッター上の投稿に対し、令和2年8月25日午後5時34分、ツイッター上の被告のアカウント（アカウントIDは別紙投稿記事目録の「本件投稿アカウントID」記載のとおり）を用いて、別紙投稿記事目録の「本件投稿内容」記載の投稿（閲覧用URLは同目録の「閲覧用URL」記載のとおり。以下「本件投稿」という。）を行った（甲2）。

2 争点

15 (1) 本件投稿は、原告の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を違法に侵害するか（争点1）。

(2) 損害（争点2）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件投稿は、原告の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を違法に侵害するか。）について

20 （原告の主張）

本件投稿は、原告が朝鮮（北朝鮮又はその他の外国）のためにスパイ行為を行っているとの事実を摘示して、一般の閲覧者に対し、原告が他国に情報を漏洩しているとの印象を与えるものであって、原告の社会的評価を低下させる。また、仮に本件投稿が意見論評と評価される場合であっても、その内容は原告の社会的評価を低下させる。さらに、本件投稿は、あたかも原告が日本の国益

に反する反社会的な行動を行っているかのように述べるものであり、原告に対する著しい侮辱行為であり、原告の名誉感情を違法に侵害する。

(被告の主張)

本件投稿に用いられた「朝鮮スパイ」との表現は、ネット社会で頻繁に用いられるレッテル貼りをするための用語にすぎず、原告主張の事実を摘示したものではなく、一般の閲覧者に対し、原告が他国に情報を漏洩しているとの印象を与えるものともいえない。また、本件投稿は、第三者による投稿にある「立花孝志が桜井党首に相撲や格闘技勝負を要求している」という事実を基礎に、被告が「桜井党首を亡き者とするためだと思」う旨の意見・論評を行い、その後直後に原告が「朝鮮スパイの疑い」があるとのレッテル貼りをしているものであり、両者の間に論理的なつながりはないから、一般の閲覧者に対し、本件投稿が脈絡なく極めて浅薄であるとの印象を与えるにすぎず、本件投稿が原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

名譽感情の侵害の点についても、原告は、元参議院議員であり、国政政党の党首を自認しているところ、このような者が、日本の国益に反する反社会的な行動を行っているとの誹謗中傷を受けることは残念ながら少なからずあるのであるから、本件投稿が原告にとって著しい侮辱行為に当たるともいえない。

したがって、本件投稿は、原告の社会的評価を低下させるものではなく、原告の名誉感情を違法に侵害するものでもない。

(2) 争点2（損害）について

(原告の主張)

ア 原告は、本件投稿により名誉権及び名誉感情を違法に侵害されて精神的損害を被ったものであり、その慰謝料額は20万円を下回らない。

イ 原告は、本件訴訟を提起するために弁護士に委任したところ、匿名者に対する誹謗中傷に対応するには相当の労力、手間を要することからすると、本件投稿と相当因果関係のある弁護士費用は、上記慰謝料額の3割相当の6万

円と評価すべきである。

ウ 原告は、本件投稿が匿名でされたことから、その発信者が被告であると特定するため、弁護士と委任契約を締結し、発信者の仮の開示を求める仮処分申立て及び発信者情報開示請求訴訟を行い、これに対する弁護士報酬として 5 36万4375円を支出したところ、これらの手続には専門的知識を要し、被告自身でこれらを行うことは通常困難であるから、上記報酬の支出については、本件投稿と相当因果関係のある損害といえる。

(被告の主張)

いずれも知らないし争う。

10 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件投稿は、原告の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を違法に侵害するか。）について

(1) 本件投稿が、原告の社会的評価を低下させる事実を摘示し、又は意見論評をしたものか否かは、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として判断するのが相当である。

15 本件投稿のうち、「朝鮮スパイの疑いがありますから。」という部分（以下「本件投稿部分」という。）は、それ自体で、原告が朝鮮半島に所在する国のスパイである疑いがあるとの事実を摘示するものであると認められ、当該事実摘示は、一般の閲覧者に対し、原告が上記の国に対し日本の機密情報を漏洩している疑いがあるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

20 (2) これに対し、被告は、「朝鮮スパイ」との表現について、インターネット上で頻繁に用いられるレッテル貼りにすぎないと主張する。しかし、一般の閲覧者が、当該表現を事実摘示と理解せず、言及された者の社会的評価を低下させないとの被告の主張を裏付けるに足りる的確な証拠は見当たらず、当該主張は認められない。

5

また、被告は、本件投稿において、原告が桜井党首に相撲や格闘技勝負を要求する目的は桜井党首を亡き者にするためであると思うとの意見論評がされた後に、本件投稿部分が記載されており、両者に何ら論理的なつながりがないことからすると、本件投稿部分により原告の社会的評価は低下しないと主張する。

10

確かに、本件投稿のうち、本件投稿部分とその前の投稿部分の関係は、本件投稿からは明らかではない。しかし、本件投稿のうち、本件投稿部分より前の投稿部分が、本件投稿部分の内容を否定しているものではないことからすると、本件投稿を見る一般の閲覧者としては、本件投稿部分が投稿された目的に若干の疑義をいただくことはあるとしても、本件投稿部分により、原告が朝鮮半島に所在する国のスパイである疑いがあるとの事実を読み取ることは十分に可能であり、これにより原告が上記の国に対し日本の機密情報を漏洩している疑いがあるとの印象を受けることは前記(1)のとおりであるから、本件投稿部分とその前の投稿部分の関係が明らかでないことをもって、本件投稿により原告の社会的評価が低下しないということはできず、被告の主張は採用できない。

15

2 争点2（損害）について

20

前記前提事実に係る本件投稿の内容その他本件における諸般の事情に鑑みると、原告の名誉権侵害に対する慰謝料としては5万円を認めるのが相当である。また、原告は、本訴の遂行を弁護士に委任しているところ（当裁判所に顕著な事実）、その弁護士費用のうち1万円は、本件投稿による不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

25

さらに、原告は、被告が匿名で本件投稿を行ったため、その発信者を特定するために原告訴訟代理人弁護士と委任契約を締結し（甲12の1）、本訴に先立ち各裁判手続を行っているところ（甲7、8の2、10、11、弁論の全趣旨）、上記各裁判手続に要した費用のうち1万円は、本件投稿による不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、7万円及びこれに対する令和2年8月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないからこれを棄却することとして、⁵主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官

鳥崎 邦彦



裁判官

古市 文孝



裁判官

澤 大地



(別紙)

投稿記事目録

本件投稿内容

いえ、表向きはホリエモンの格闘イベントの宣伝とほざいてますけど、
眞の目的はジョルトブローによるハートブレイクショットを一発かまし
て秘孔を突き、桜井党首を亡き者にする為だと思います。
上念パヨク、立花孝志共に朝鮮スパイの疑いがありますから。

本件投稿日時

令和 2 年 8 月 25 日 17 時 34 分

本件投稿アカウント ID

閲覧用 URL

<https://twitter.com/>

こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 4 年 7 月 1 5 日

東 京 地 方 裁 判 所 民 事 第 1 7 部

裁判所書記官 沖 津 史 洋

